

所在不明組合員の整理に関する公示

2026年1月26日
生活協同組合コープしが

定款及び所在不明組合員の整理に関する規約に基づき、2024年3月20日以前から所在が不明となっている組合員のみなし自由脱退手続きを次の通りすすめます。

【みなし自由脱退手続き】

組合員は、氏名・住所を変更したときは、定款の定めにより生協への届け出が必要です。しかしこの届け出義務を2年間怠ったときは、定款第10条第2項により、脱退の予告があったものとみなし、規約に基づいて所在確認が出来なかった組合員は、脱退手続きをすすめることになります。

【整理対象組合員】

対象者は、2024年3月20日以前から所在不明となっており、かつ、以降に生協の利用や出資金の増減が無い組合員292名（2025年12月20日現在）です。

【公示期間】

コープしがの各事業所に、この公示文と組合員コード、氏名、市町名を記載した名簿を、2026年1月26日～3月20日まで掲示します。またコープしがホームページにも公示文を掲載します。

【問い合わせ】

対象と思われる方は最寄りのコープしが事業所にお申し出ください。名簿で確認します。また対象組合員以外の方で、生協に住所変更等を届けされていない方もお申し出ください。

※宅配事業センター、店舗（サービスカウンター）、草津事務所

【公示後の対応】

- ①掲示期間内にお申し出がない場合は、2026年3月20日付で自由脱退処理を行います。なお、自由脱退処理を行った組合員の出資金は、2年間お申し出により全額返還されます。2年間経過後は、生協法によりその請求権は消滅します。
- ②2026年6月12日に開催する第47回通常総代会で所在不明による自由脱退者についての報告を行い、名簿を会場に据え置きます。

以上

■コープしが定款＜抜粋＞

第9条（届出の義務） 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

第10条（自由脱退） 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 組合員が、第9条に定める住所の変更の届け出を2年間行わなかったときは、前項に定める脱退の予告があったものとし別に定める手続きによっても所在確認ができなかった組合員について、脱退したものとする。

■所在不明組合員の整理に関する規約＜抜粋＞

第5条（公示、閲覧） 整理対象組合員について、事業年度終了前の一定期間、事業年度末に自由脱退を行う旨を公示するとともに、各事業所に整理対象組合員の名簿を備え置いて閲覧できるようにする。